②商工会及び商工会議所の地区内における人手不足対応や生産性向上、エッセンシャルサービスの維持を図るために、以下の取組により支援すること。

ⅰ．中小企業組合を含め、事業者間での扶け合いや協業、特に地区内における同業種間に加え、異業種間の事業引継ぎ（地区内のエッセンシャルサービスの同地区内の余力を持つ事業者への引継ぎを含む。）の推進を図ること。

ⅱ．事業者間の地区内連携を進めるため、商工会及び商工会議所の役員等によるリードのもと、商工会及び商工会議所の拠点としての機能、青年部や女性部等の「扶け合い・学び合いの場」におけるネットワークを活かし、積極的な広報による機運醸成、意欲のある事業者の掘り起こし、具体的な合意形成、事業計画、実行に繋げていくこと。

ⅲ．産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第百四十条の二十八第一項に基づく生活維持物品役務需要減等事業適応計画に係る支援業務を行う生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関としての同法の認定（変更の認定を含む。）を受けることも念頭に、商工会及び商工会議所の経営指導員等による伴走支援のもとで、エッセンシャルサービスを供給する事業者への重点的な支援（同法における支援策の活用に向けた生活維持物品役務需要減等事業適応計画の策定支援、計画認定後の事業実施に係る伴走支援）や、地区内における事業引継ぎ等の仲介並びに都道府県及び関係市町村も含めた支援体制の構築に向けた助言等を行うこと。

イ．成長志向の小規模事業者を創出するための支援

成長志向の小規模事業者の経営管理能力の高度化と経営改革を図るために、当該小規模事業者が、一定程度の定量的な売上規模や収益に基づいた成長目標を盛り込んだ経営計画を立てることで成長を促すことが重要である。このため、地域に有意な変化をもたらすような既存事業の改善に留まらない成長の核となる事業価値の確立を前提に、挑戦（意識・行動変容）等を促すための仕組みとして、一億円（ただし、飲食業や生活関連サービス業等に関しては、五千万円。）に売上規模を拡大すること等を目指す計画（以下「成長志向の経営計画」という。）を策定した上で、同計画に基づいて目標実現に向けた取組を実施する旨を公表・意思表明すること（以下「宣言」という。）を、以下の観点に基づき、重点的に支援すること。

①「成長志向の経営計画」については、明確な経営理念、現状・課題分析、達成すべき売上高を含む成長目標・シナリオ、その解決のための具体的な達成手段、商工会及び商工会議所その他支援機関等との連携体制の構築等といった要素が求められることから、これらの事項を含む計画が策定されるよう支援すること。

②「成長志向の経営計画」の策定及び宣言に係る支援に当たっては、経営指導員の伴走支援を経たものとすること。

③「成長志向の経営計画」の策定及び宣言に係る支援に当たっては、小規模事業者の抱える経営課題や成長志向の方向性など必要に応じて、よろず支援拠点等の他の支援機関、地域金融機関等の協力を求めること。

④支援する成長志向の小規模事業者が、地域への正の外部性を含む社会的インパクトを創出しながら事業の収益性を担保していく企業（ローカル・ゼブラ企業）の特性を有する場合には、当該小規模事業者による地域課題の解決及び地域経済への波及効果を伴う取組を通じた地域全体の小規模事業者の成長の底上げを促進するため、地域の関係機関との連携の下、それら観点を含む事業構想の具体化、経営計画の策定及び実行等に資する支援を行うこと。

⑤宣言を行った事業者数及び宣言後の「成長志向の経営計画」の実施状況（売上高や粗利、付加価値額等）を把握すること。

ウ．地域の持続的成長に向けた創業支援

産業競争力強化法第百二十七条第一項に基づき市町村が策定する創業支援等事業計画における創業支援を念頭に、商工会及び商工会議所は、創業を行おうとする者又は創業した小規模事業者に対し、創業者の多様な事業特性や成長段階を踏まえつつ、創業が生まれ、創業後の事業が継続・成長していくために、以下の取組により、創業前から創業後までを一体的に支援すること。

①市町村が策定する創業支援等事業計画との整合を図りつつ、関係市町村と創業支援に係る課題や支援対象者の状況等を共有し、支援の方向性や役割分担について十分な連携を行うこと。また、地域において持続的に創業が生まれ、その後の成長が促進されるよう、地方公共団体、地域金融機関、産業競争力強化法に基づく認定連携創業支援等事業者その他の支援機関等と連携し、地域の創業支援体制の構築及び強化に取り組むこと。

②創業時の支援にとどまらず、創業後の事業継続及び成長の実現に向けた伴走支援を行うこと。その際、創業者の事業特性や成長段階を踏まえ、創業計画又は事業計画の策定及び見直し、販路開拓、人材確保、資金調達その他の経営課題への対応を支援するとともに、必要に応じて、よろず支援拠点、地域金融機関、認定連携創業支援等事業者その他の支援機関へつなぐなど、地域の支援ネットワークを活用すること。

③創業者の事例発信、創業を行おうとする者同士や先輩創業者との交流機会の提供、創業者の実践機会の創出（提供）、学校教育等との連携による起業家精神の涵養等を通じて、地域における創業機運の醸成を図るとともに、地域の支援機関や教育機関、地域住民、地域企業等の多様な主体による、創業を生み、育てる環境整備（創業の良質な土壌づくり）にも取り組むこと。

第五　商工会又は商工会議所がその地区内における商工業の総合的な改善発達のために行う他の事業（地域経済の活性化に係るものを含む。）との関係に関する事項

商工会又は商工会議所が、その地区内における商工業の総合的な改善発達のために他の事業を行うに当たっては、以下の点につき留意する必要がある。

1．小規模事業者の経営活動は地域の経済環境と密接な関連を有しており、地域経済の活性化に係る取組（地域のブランド化、地域住民の利便性向上及び地域課題の解決等に係る取組）は新たな需要の喚起・獲得の機会ともなり得ることから、小規模事業者の経営の改善発達はこのような取組と一体となって、あるいは協調して図っていくこと。

2．経営改善普及事業を実施するに当たっては、商工会又は商工会議所が地区内の商工業の総合的な改善発達のために行う他の事業及び関係市町村が講じる事業と有機的連携を図りつつ実施すること。

第六　商工会連合会又は日本商工会議所が行う商工会又は商工会議所に対する指導及び情報の提供その他必要な支援等に関する事項

1．都道府県商工会連合会が行う商工会指導事業

(1)　都道府県商工会連合会が行う商工会指導は、主として以下の項目に掲げるものとする。

(2)　広域的な視野の下、生成ＡＩやＲＰＡをはじめとするデジタルツールを活用しつつ、個々の商工会又は商工会議所を超える高度・多様な支援に係るナレッジ・ノウハウの蓄積・共有の仕組みの構築を行い、指導力向上・支援業務の効率化を行うとともに、それらナレッジ・ノウハウを活用して、事業継続力強化支援計画及び経営発達支援計画の作成、それら計画に基づく事業の実施を積極的に指導し、支援していくこと。また、消費者ニーズの動向などの情報、ビジネス展開に関する支援ノウハウ等の情報を提供すること。

(3)　商工会指導事業の実施に当たって、広域経営指導員（施行規則第二条第二項及び第七条第二項に規定する広域経営指導員をいう。以下同じ。）に中心的な役割を担わせること。